

届出制度とは

次のような土地を、売買や交換などにより有償で譲り渡そうとするときは、**事前に**届出する必要があります。

届出は、その土地がある市役所又は町役場で受付けています。

■届出の必要な土地は

- ① 都市計画施設（都市計画決定された道路、河川、公園、学校、上下水道等）の区域内にある 200 m²以上の土地
- ② 都市計画区域内の道路、都市公園、河川などの予定区域にある 200 m²以上の土地
- ③ 土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、県知事が指定・公告したものを施行する土地の区域内にある 200 m²以上の土地
- ④ 住宅街区整備事業の施行区域内にある 200 m²以上の土地
- ⑤ 生産緑地地区の区域内にある 200 m²以上の土地
- ⑥ 一定規模以上の土地
 - 市街化区域内にある 5,000 m²以上の土地
 - 非線引き都市計画区域内にある 10,000 m²以上の土地

注1：公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出は、事前に届出が必要になります。このため土地を譲り渡す契約等を締結する前に届出が必要ですのでご注意ください。

注2：届出・申出の提出後、知事または市長から買取協議を希望しない旨の通知を受け取るまで又は3週間が経過する日までの間については、当該土地を地方公共団体等以外の者に譲り渡すことはできませんのでご注意ください。

注3：届出・申出の対象となる区域の位置など、詳細については、土地の所在する市町公有地の拡大の推進に関する法律担当課にお問い合わせ下さい。

■届出を要しない場合は

- ① 譲り渡そうとする者もしくは相手方が国、地方公共団体等の場合
- ② 文化財保護法第46条の規定の適用を受ける場合
- ③ 都市計画施設又は収用対象事業に供するために譲り渡す場合
- ④ 都市計画法の開発許可を受けた開発行為に係る開発区域に含まれる土地の場合
- ⑤ 都市計画法の先買いの対象となる土地の場合
- ⑥ 届出・申出をした土地で譲渡制限期間が経過してから一年以内に同一の届出者・申出者が有償譲渡しようとする場合